

別居や離婚後の共同親権・共同養育及び親子の面会交流に関する法整備と支援を求める意見書

我が国では、毎年約25万組の夫婦が離婚し、そのうち約14万組には未成年の子どもがおり、単独親権制度を採用していることから、離婚時における子どもの奪い合いや別居や離婚後の面会交流を拒み、多くの子ども達は、非親権者となった片方の親と面会ができなくなっている。

子どもとの面会交流を求めて、全国の家庭裁判所に審判や調停を申し立てる件数は、年々増えているが、調停や審判を経て定められた面会交流の取り決めが履行されないで、「引き離し」にあっている子どもが多いのが現状である。

そもそも婚姻関係の破綻は夫婦の問題で、親子の関係は一生続くものであり、共同親権に移行した国々では“緊急性のない親子の引き離しは、子どもへの虐待である”との認識に沿った法整備がされており、別居や離婚後でも、双方の親や祖父母が子どもと交流し、昨今起こっているような虐待の抑止力にもなっている。

そこで、先進国で主流となっている共同親権制度に改めることにより、別居や離婚後も双方の親が子どもを守っていくという意識の浸透が図られ、裁判所が別居や離婚後の親の立場により配慮した面会交流の取り決めを行うことにより、取り決めを履行しない親が少なくなることが期待される。

「子どもにとっての最善の利益が何か」という観点に立って考えれば、別居や離婚後であっても双方の親との面会交流を実現するための法整備や、国民意識の醸成についての議論を喚起し、現状を少しでも改善していくことが何よりも必要である。よって、国におかれては、下記の項目について速やかに具体的な検討を進め、別居や離婚後の共同親権・共同養育及び親子の面会交流を実現しやすくするための法整備を含む、環境整備等、適切な措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 民法第819条を改正し、本質的に別居や離婚後も親の子どもへの権利義務は平等であるという視点から、双方の親の養育の権利と責任を明確にする別居や離婚後の共同親権・共同養育制度を導入すること。

2. DVや虐待に十分配慮した上で、別居や離婚後も双方の親が子どもへの養育に関わることができるように、面会拒否に対する強制力の付与など実行性のある別居や離婚後の親子関係の維持に資する法制度を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月21日
沖縄県読谷村議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 法務大臣
厚生労働大臣 内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当） 内閣官房長官